

I

第4期 宮古市地域福祉計画

2025(令和7)年度 ～ 2029(令和11)年度

第1章 地域福祉計画の策定に際して

1. 計画策定の背景

未婚化・晩婚化等を背景とした国内総人口の減少や少子高齢化は、新型コロナウイルス感染症の影響も相まって、これまで生活の基盤となってきた家族や地域の相互扶助機能の弱体化につながり、担い手不足を招くなど、地域社会に大きな影響を及ぼしています。

さらに、原油価格や物価の高騰に見られるような不安定な社会情勢が長引く中で、高齢者、障がい者など日常生活上の支援を要する方々に加え、経済的な困窮や心身の不調、子どもの貧困、育児と介護のダブルケア、8050問題など、支援課題が複合化・複雑化し、個人のみならず世帯全体に対する包括的な対応が求められています。

国においては、地域や個人の抱える課題を多様な主体が「我が事」として受け止め、「丸ごと」支えていく「地域共生社会」の実現を目指して、地域における課題解決能力の強化、地域を基盤とする包括的支援体制の構築などに向けた取り組みが進められてきました。

2018（平成30）年4月施行の改正社会福祉法では、市町村地域福祉計画の策定と合わせて、地域住民や関係機関との相互協力による「包括的な支援体制の整備」に関する事項を盛り込むことなどが新たに努力義務化されました。

また、2021（令和3）年4月施行の改正社会福祉法では、市町村の包括的支援体制の構築に向け、既存の相談支援事業等の取り組みを活かしながら、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されるなど、地域共生社会の実現に向けた動きは、一層高まりを見せています。

岩手県においては、これらの国の動向を踏まえ、2009（平成21）年3月に「第1期岩手県地域福祉支援計画」を策定以降、二度の改定を経て、2024（令和6）年3月には「互いに認め合い、共に支え合いながら、誰もが安心して暮らし、幸福を実感できる地域共生社会の実現」を基本理念とした「第4期岩手県地域福祉支援計画（2024（令和6）年度～2028（令和10）年度）」を策定し、県民誰もが住み慣れた地域で、年齢や性別、心身の障がいの有無等に関わりなく、お互いの個性や尊厳を認め合い、共に支え合いながら生活するという考え方（ソーシャル・インクルージョン）に基づいた地域社会の実現に向け、取り組みが進められています。

本市においては、これらの国、県の動向を踏まえ、2008（平成20）年3月に「第1期宮古市地域福祉計画」、2015（平成27）年3月には「第2期宮古市地域福祉計画」をそれぞれ策定しました。

その後、地域情勢の変化やニーズの多様化等に対応するための見直しを行い、2020（令和2）年3月には、「すべての人が ともに支え合う 地域社会づくり」を基本理念とする「第3期宮古市地域福祉計画（2020（令和2）年度～2024（令和6）年度）」を策定のうえ、地域福祉の推進を図ってきました。

この計画が2024（令和6）年度で終了することから、社会情勢や地域のニーズの変化、各種制度の動向を踏まえた改定を行い、本市の地域福祉を一層推進するため、「第4期宮古市地域福祉計画（2025（令和7）年度～2029（令和11）年度）」を策定するものです。

2. 計画の目的と位置づけ

宮古市地域福祉計画は、本市の現状と特性を活かし、市内各地区で培ってきたコミュニティを基盤としながら、多様化している価値観や生活形態に対応した新たな相互支援の仕組みづくりを目指すものであり、住民参加による地域福祉活動を推進し、ともに支え合う地域社会の実現を目的とするものです。

この計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定するもので、本市における地域福祉を推進するための基本的な施策の方向性を明らかにするものです。

策定にあたっては、上位計画であり宮古市の将来像やまちづくりの基本的な指針を示す宮古市総合計画との整合性を保ちながら、市の保健・医療・福祉分野の関連する個別計画との調和・連携を図ります。

なお、宮古市総合計画においては、まちづくりの基本的な考え方として、SDGs（持続可能な開発目標）の理念に基づき、すべての市民を社会の構成員として包み支え合う「共創」のまちづくりを掲げていることから、この計画においても同様の考えのもと、取り組みを進めることとします。

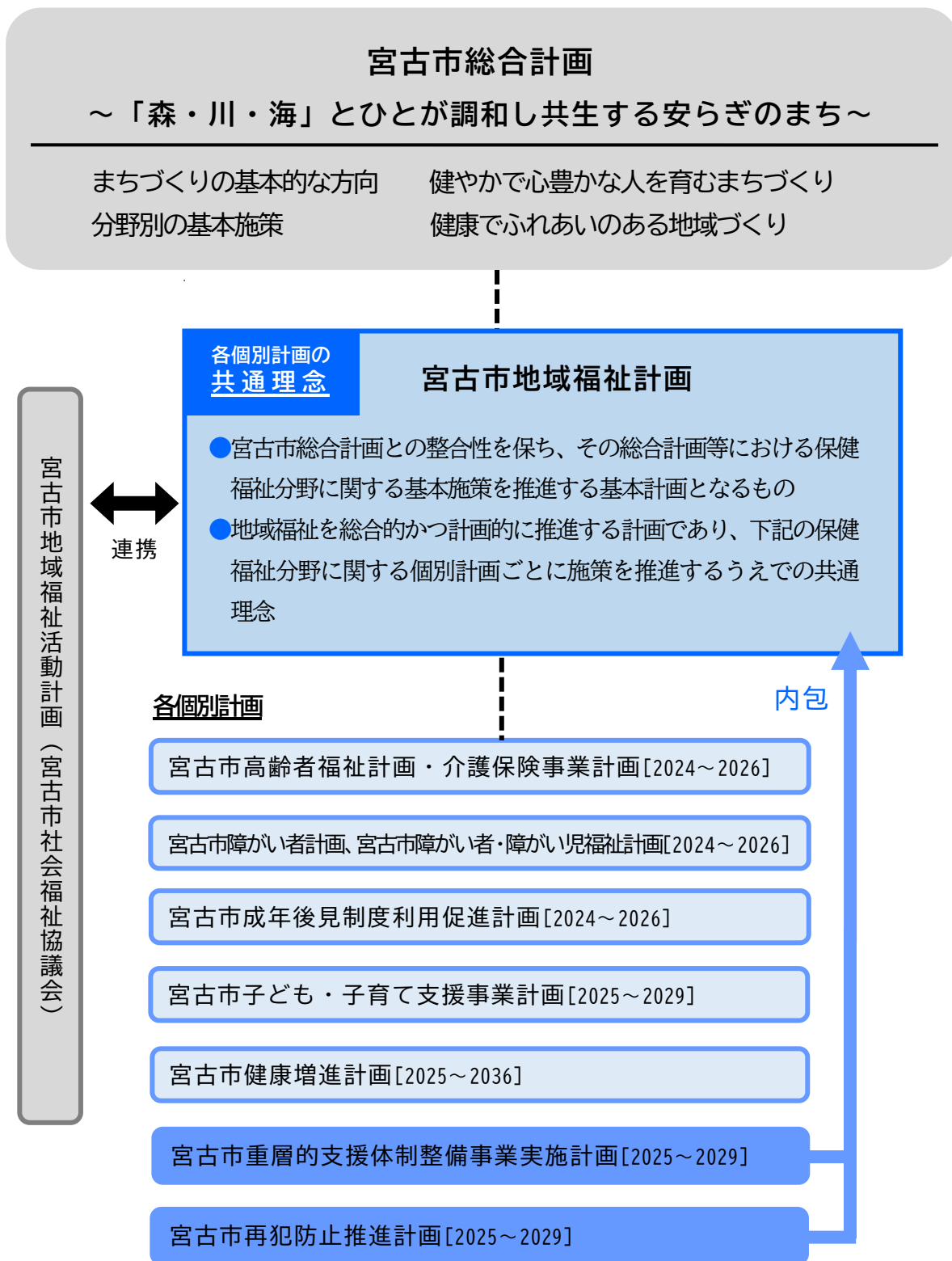
また、本市の地域福祉の重要な担い手である宮古市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携しながら計画を推進していきます。

3. 計画の期間

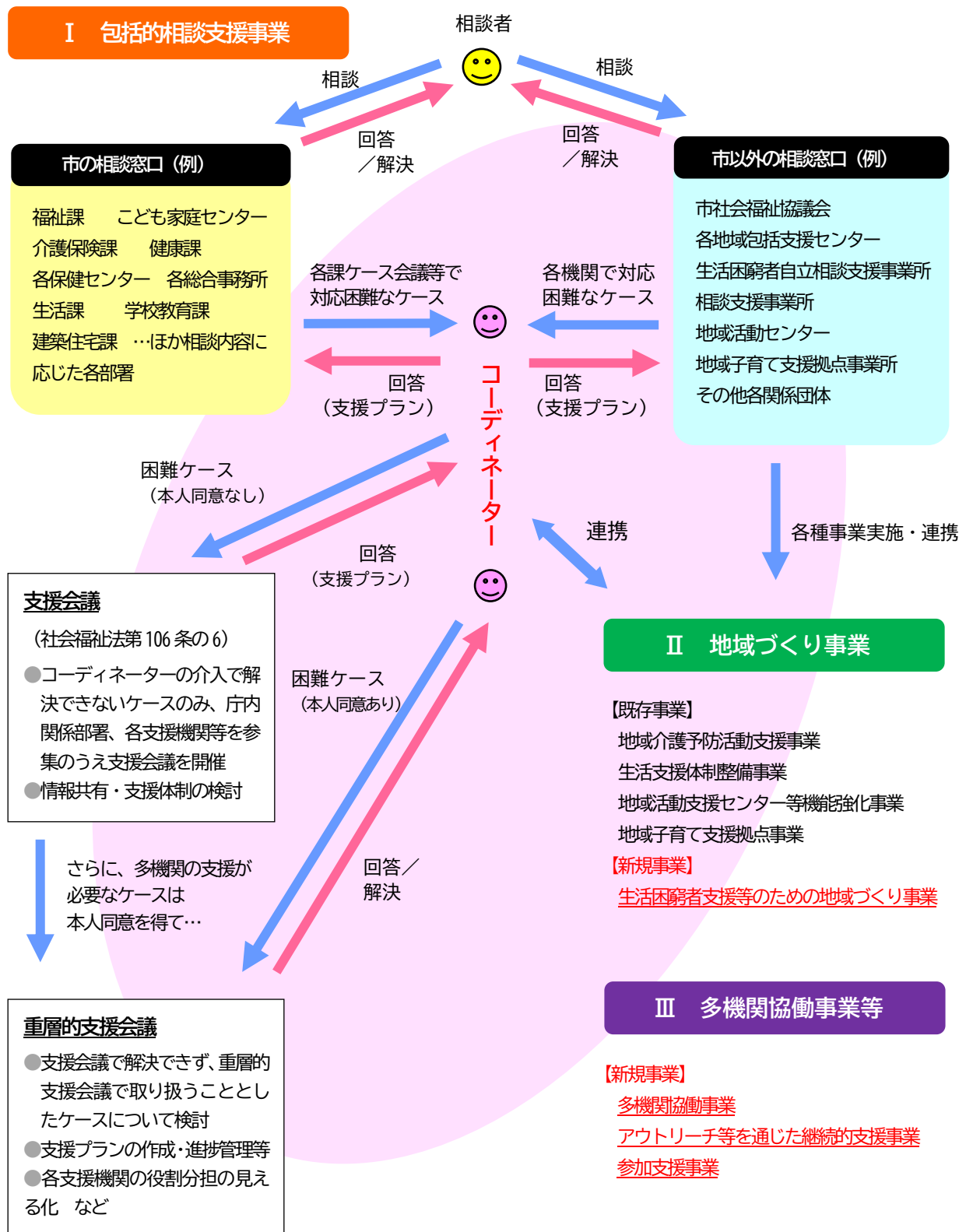
計画の期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。

計画の位置づけイメージ

宮古市総合計画並びに各保健・医療・福祉分野に関する個別計画との関係は、次のとおりです。



重層的支援体制整備事業を活用した包括的支援体制のイメージ



第2章 地域福祉を取り巻く現状

1. 人口・年齢別人口割合の状況

(1) 総人口の推移

宮古市の総人口は、2020（令和2）年国勢調査で50,369人となっていますが、その推移を見ると、1960（昭和35）年の81,093人を頂点にして減少を続け、この間の減少数は、30,724人、37.9%の減になっています。

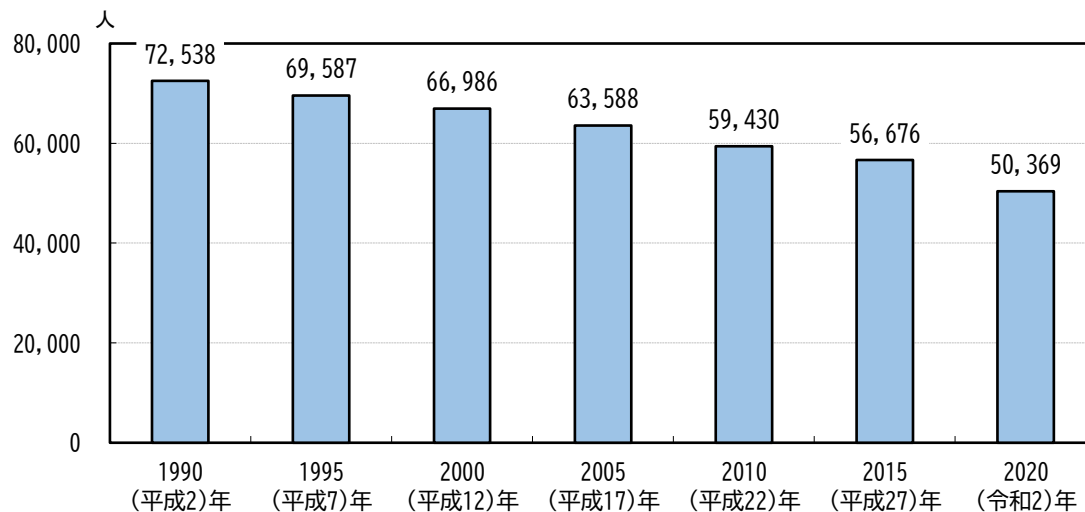
また、2024（令和6）年10月1日現在の住民基本台帳人口は45,880人、将来の人口を予測した推計値では、2035（令和17）年で37,746人、さらに10年後の2045（令和27）年には30,107人と予測され、減少を続けていくと見込まれています。

[総人口の推移]

(人)

区 分	1990 (平成2) 年	1995 (平成7) 年	2000 (平成12) 年	2005 (平成17) 年	2010 (平成22) 年	2015 (平成27) 年	2020 (令和2) 年
総人口	72,538	69,587	66,986	63,588	59,430	56,676	50,369

総人口の推移



(資料：国勢調査)

※推計値は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」（2023(令和5)年10月）による。

(2) 年齢別人口の推移

人口構成を年齢別に見ると、0～14歳と15～64歳の人口は減少を続けていますが、65歳以上の人口は2015（平成27）年まで増加を続け、1995（平成7）年からは、0～14歳と65歳以上の人口が逆転しています。その構成割合を1990（平成2）年と2020（令和2）年で比較してみると、0～14歳の割合が、18.8%から10.0%と約半減しているのに対して、65歳以上の割合は、14.8%から37.8%と約2.5倍に増加しています。

次に、2022（令和4）年の状況について、宮古市と岩手県、全国を比較してみると、65歳以上の人口が総人口に占める割合を示す高齢化率は、宮古市39.4%に対し、岩手県34.8%、全国29.0%となっており、宮古市は、全国平均、県平均を上回り、高齢化率が高い状況にあります。一方、一人の女性が一生の間に出産する子どもの人数を表す数値である合計特殊出生率は、宮古市1.64（5年平均値）、岩手県1.21、全国1.26という状況であり、宮古市は、全国平均、県平均を上回っているものの、人口を維持するために必要とされる基準値の2.07を下回っています。

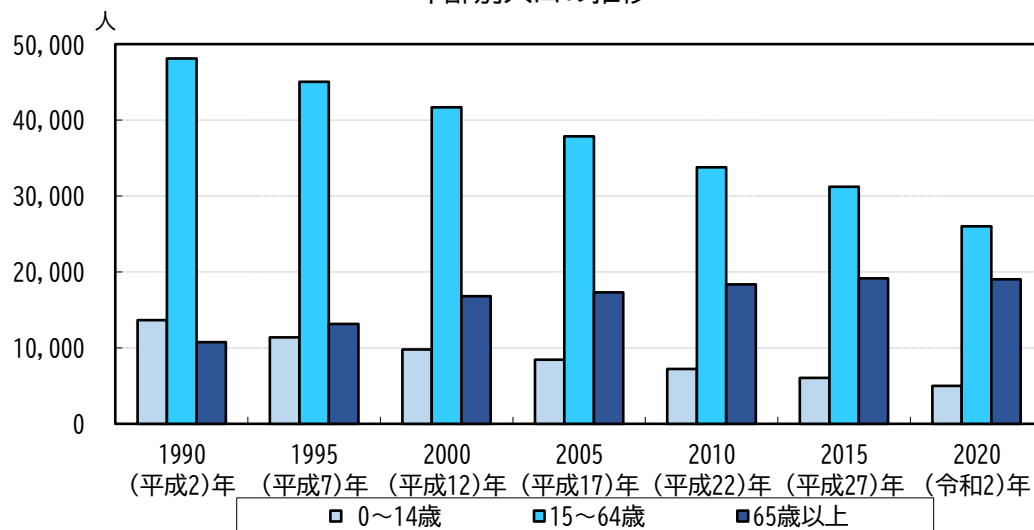
これらのことから、総人口が減少する中で、年少者人口の減少と高齢者人口の増加による少子高齢化の傾向が顕著となっていると言えます。

〔年齢別人口の推移〕

(人)

区 分	1990 (平成2) 年	1995 (平成7) 年	2000 (平成12) 年	2005 (平成17) 年	2010 (平成22) 年	2015 (平成27) 年	2020 (令和2) 年
0～14 歳	13,635	11,373	9,784	8,426	7,230	6,060	5,003
15～64 歳	48,104	45,062	41,692	37,837	33,792	31,218	25,994
65 歳以上	10,760	13,152	16,807	17,325	18,363	19,167	19,042

年齢別人口の推移

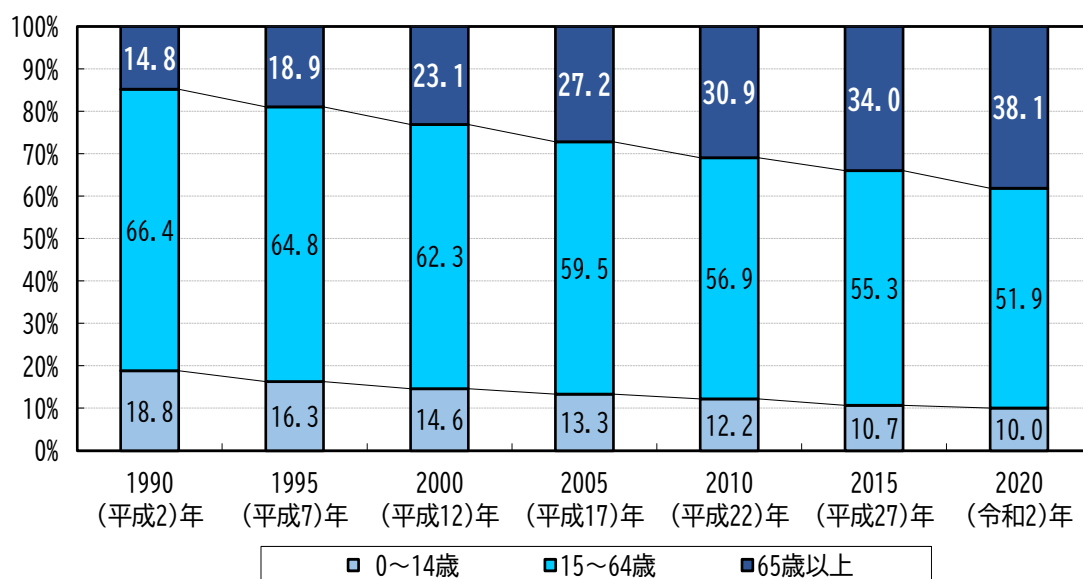


(資料：国勢調査)

※国勢調査における年齢不明人口により、各年齢の合計と総人口が一致しない年がある。

I 宮古市地域福祉計画

[年齢別人口割合の推移]



(資料：国勢調査)

[高齢化率と合計特殊出生率の状況]

2022(令和4)年

区 分	高齢化率	合計特殊出生率
宮 古 市	39.4%	1.64
岩 手 県	34.8%	1.21
全 国	29.0%	1.26

※高齢化率 総人口に占める65歳以上人口の割合

※合計特殊出生率 15歳から49歳までの女性の年齢ごとの出生率の合計で、一人の女性が生涯に産む子どもの数を表す。宮古市の数値は、2018(平成30)年から2022(令和4)年の5年間の平均値。

(資料：岩手県)

2. 世帯の状況

(1) 世帯数と1世帯当たり人員の推移

宮古市の総世帯数は、1995（平成7）年に23,244世帯、2015（平成27）年には23,387世帯と、ほぼ横ばいで推移してきましたが、2020（令和2）年には21,289世帯となり、減少に転じています。

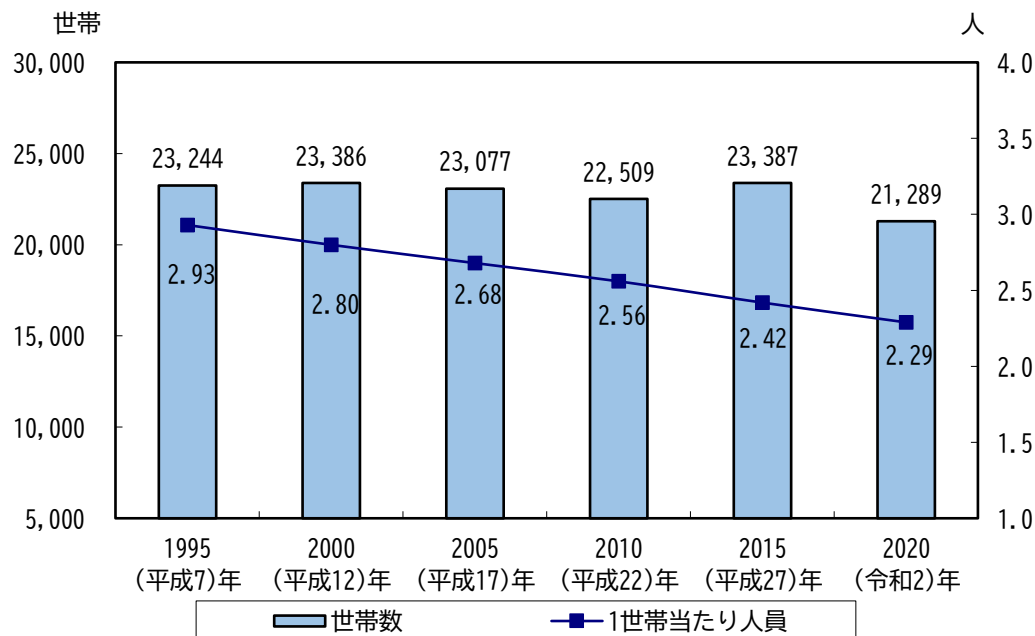
一世帯当たりの人員を施設等の世帯を除いた一般世帯で見ると、徐々に減少しており、1995（平成7）年には2.93人でしたが、2015（平成27）年には2.5人を下回り、2020（令和2）年では2.29人となっています。

[世帯数と1世帯当たり人員の推移]

(世帯・人)

区 分	1995(平成7) 年	2000(平成12) 年	2005(平成17) 年	2010(平成22) 年	2015(平成27) 年	2020(令和2) 年
世 帯 数	23,244	23,386	23,077	22,509	23,387	21,289
1 世帯当たり人員 (一般世帯)	2.93	2.80	2.68	2.56	2.42	2.29

世帯数と1世帯当たり人員の推移



(資料：国勢調査)

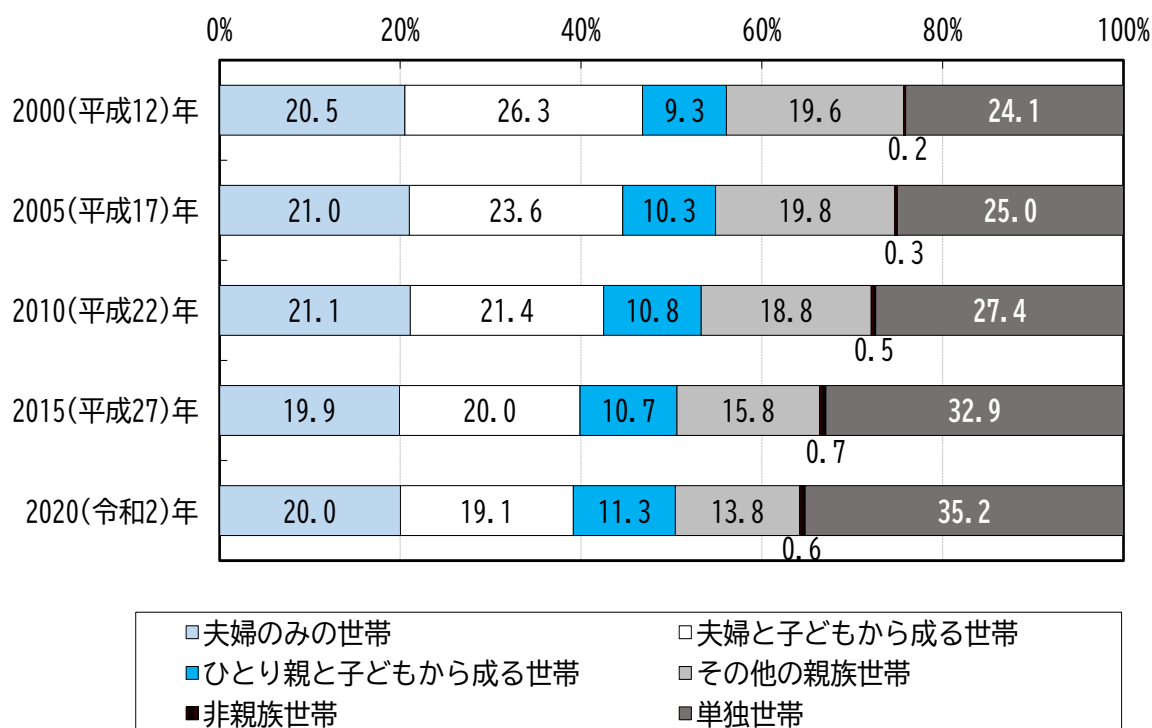
* 一般世帯とは、「施設等の世帯」以外の世帯をいう。「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者などから成る世帯をいう。

(2) 一般世帯の家族類型別割合の推移

一般世帯を家族構成別で見た家族類型別割合は、夫婦と子どもから成る世帯や、三世代家族などのその他の親族世帯の割合が減少し、ひとり親と子どもから成る世帯、単独世帯（一人暮らし世帯）の割合が増加する傾向が続いています。

夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、ひとり親と子どもから成る世帯を合わせた核家族の割合は、2020（令和2）年で50.4％と一般世帯の半数以上を占めています。その内訳を見ると、夫婦のみの世帯はほぼ横ばいの状態が続き、夫婦と子どもから成る世帯の割合は減少していますが、ひとり親と子どもから成る世帯は微増している傾向にあります。また、単独世帯（一人暮らし世帯）の割合が増加を続け、2020（令和2）年では35.2％となるなど、世帯の少人数化が進んでいます。

【一般世帯の家族類型別割合の推移】



（資料：国勢調査）

(3) 高齢者世帯数の推移

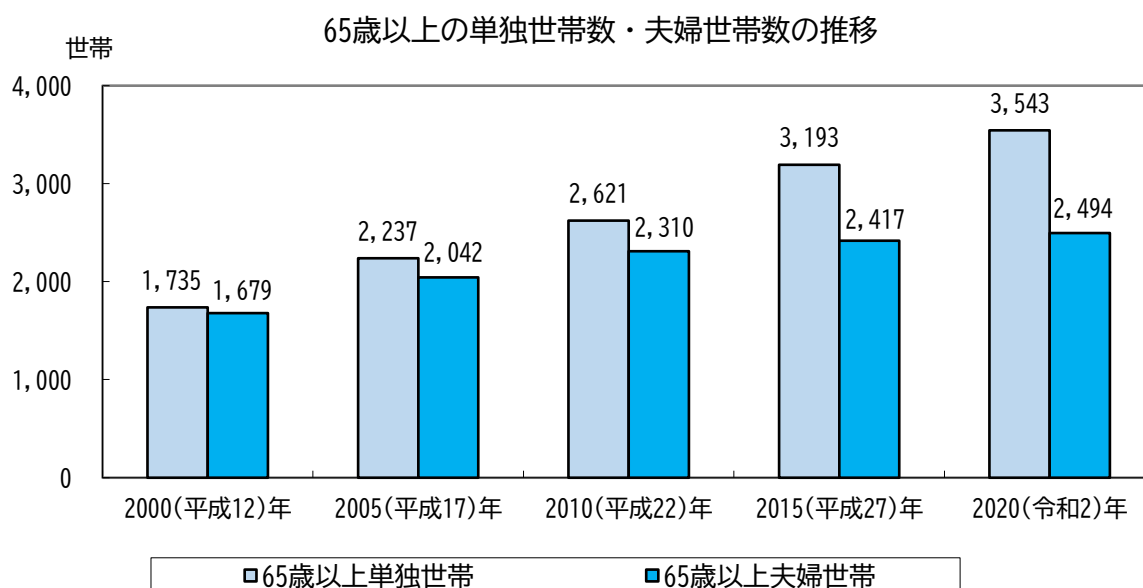
65歳以上の人のみで構成される高齢者世帯の状況を見ると、単独世帯（一人暮らし世帯）数、夫婦世帯数とも増加を続けています。2000（平成12）年と2020（令和2）年の比較では単独世帯数が1,735世帯から3,543世帯に、夫婦世帯数が1,679世帯から2,494世帯となり、合計で3,414世帯から6,037世帯と、およそ1.8倍の増加となっています。

また、総世帯数に対する高齢者世帯数の割合も、2000（平成12）年では14.6%でしたが、2020（令和2）年では28.4%となり、高齢者人口とその割合の増加とともに、一人暮らしの高齢者や、高齢者の夫婦世帯の割合も大きく増加しています。

[65歳以上の単独世帯数・夫婦世帯数の推移]

(世帯・%)

区 分	2000(平成12)年	2005(平成17)年	2010(平成22)年	2015(平成27)年	2020(令和2)年
65歳以上の単独世帯数	1,735	2,237	2,621	3,193	3,543
65歳以上の夫婦世帯数	1,679	2,042	2,310	2,417	2,494
合計（高齢者世帯数）	3,414	4,279	4,931	5,610	6,037
総世帯数に対する割合	14.6	18.5	21.9	24.0	28.4



(資料：国勢調査)

3. 障がい者の状況

障がい者手帳を所持している人の数は、2024（令和6）年4月1日現在で、3,201人で宮古市の総人口の6.9%となっています。

障がい別では、身体障害者手帳所持者1,976人、療育手帳（知的障がい者のための手帳）所持者573人、精神障害者保健福祉手帳所持者652人となっており、身体障害者手帳所持者が最も多く全体の約62%を占めています。その中でも肢体不自由の人が最も多く、次いで内部障害、視覚障害の順となっています。

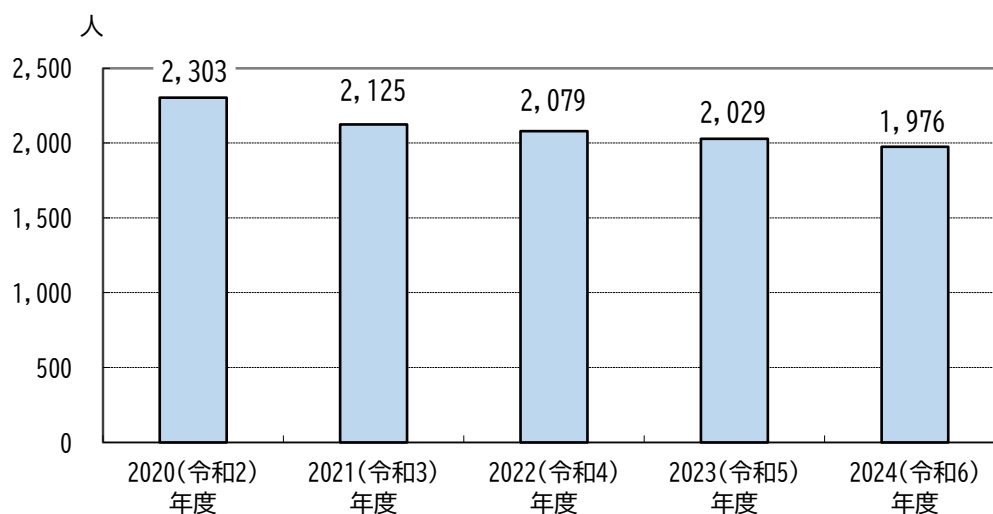
各手帳所持者数の年度別の推移では、身体障害者手帳、療育手帳の所持者数にあまり大きな増減は見られませんが、精神障害者保健福祉手帳所持者数は2021（令和3）年度以降、やや増加している傾向にあります。

[障がい者手帳所持者数の推移]

各年度4月1日現在（人）

区 分	2020(令和2) 年度	2021(令和3) 年度	2022(令和4) 年度	2023(令和5) 年度	2024(令和6) 年度
身体障害者手帳所持者数	2,303	2,125	2,079	2,029	1,976
療育手帳所持者数	589	604	603	585	573
精神障害者保健福祉手帳所持者数	612	595	619	634	652
合 計	3,504	3,324	3,301	3,248	3,201

（1）身体障害者手帳所持者数の推移

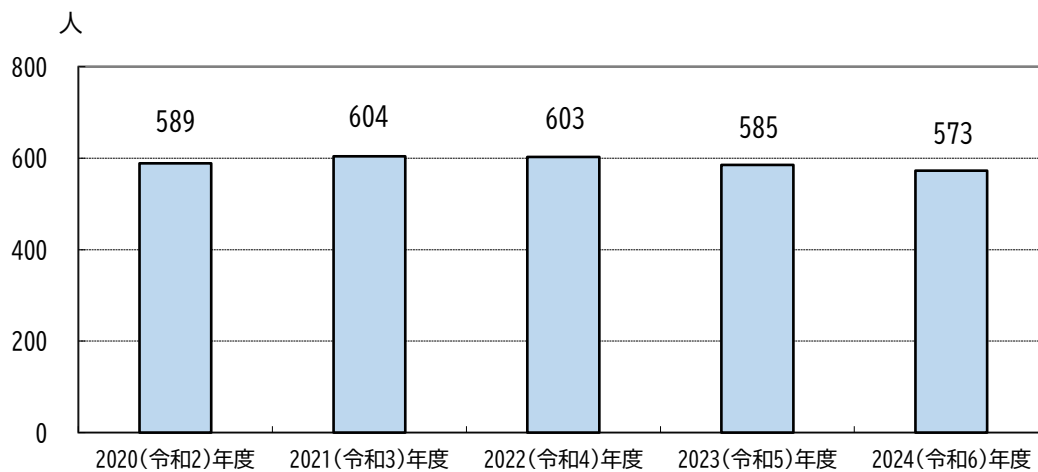


身体障害者手帳所持者の内訳

2024(令和6)年4月1日現在

区 分	手帳所持者数(人)	割 合 (%)
視 覚 障 害	148	7.5
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害	138	6.9
音 声 言 語 障 害	24	1.2
肢 体 不 自 由	910	46.1
内 部 障 害	756	38.3
計	1,976	100.0

(2) 療育手帳所持者数の推移



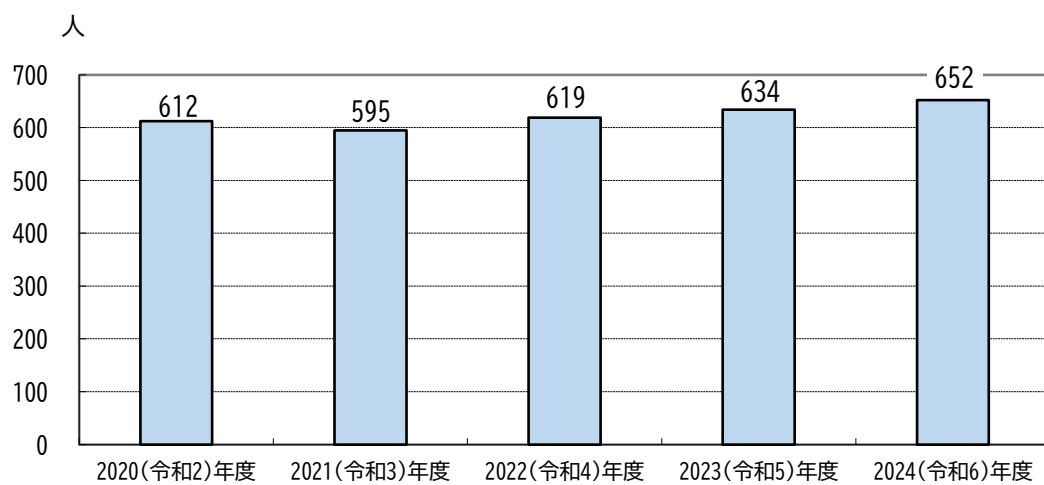
療育手帳所持者の内訳

2024(令和6)年4月1日現在

区 分	手帳所持者数(人)	割 合 (%)
A判定(重度)	199	34.7
B判定(中・軽度)	374	65.3
計	573	100.0

I 宮古市地域福祉計画

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(資料：宮古市)

※ 各年度4月1日現在の人数

4. 就学前児童の状況

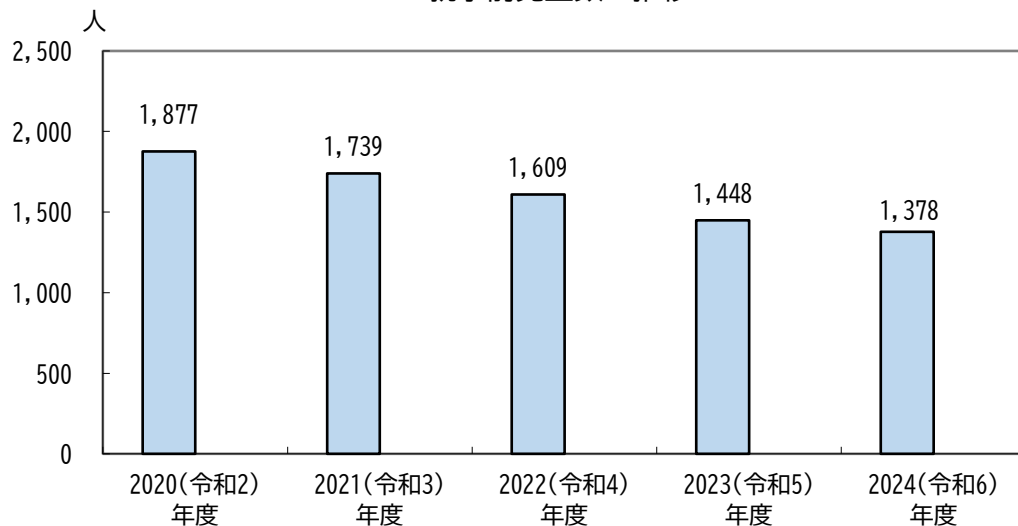
2024（令和6）年4月1日現在の就学前児童数（5歳以下の児童数）は、1,378人です。
 このうち、保育所、児童館、小規模保育事業所などの保育施設に入所している児童が693人、
 認定こども園に入園している児童が379人、幼稚園に入園している児童が48人で、就学前児童
 の81.3%に当たる1,120人が保育所・認定こども園・幼稚園等の施設に入所しています。
 年度別の推移を見ると、就学前児童数は減少し、少子化の傾向を示しています。

[就学前児童数の推移]

各年度4月1日現在（人）

区 分	2020(令和2) 年度	2021(令和3) 年度	2022(令和4) 年度	2023(令和5) 年度	2024(令和6) 年度
就 学 前 児 童 数	1,877	1,739	1,609	1,448	1,378
保 育 所 等	859	800	743	705	693
認 定 こ ど も 園	500	488	449	398	379
幼 稚 園	76	66	60	58	48

就学前児童数の推移



(資料：宮古市)

5. 生活保護の状況

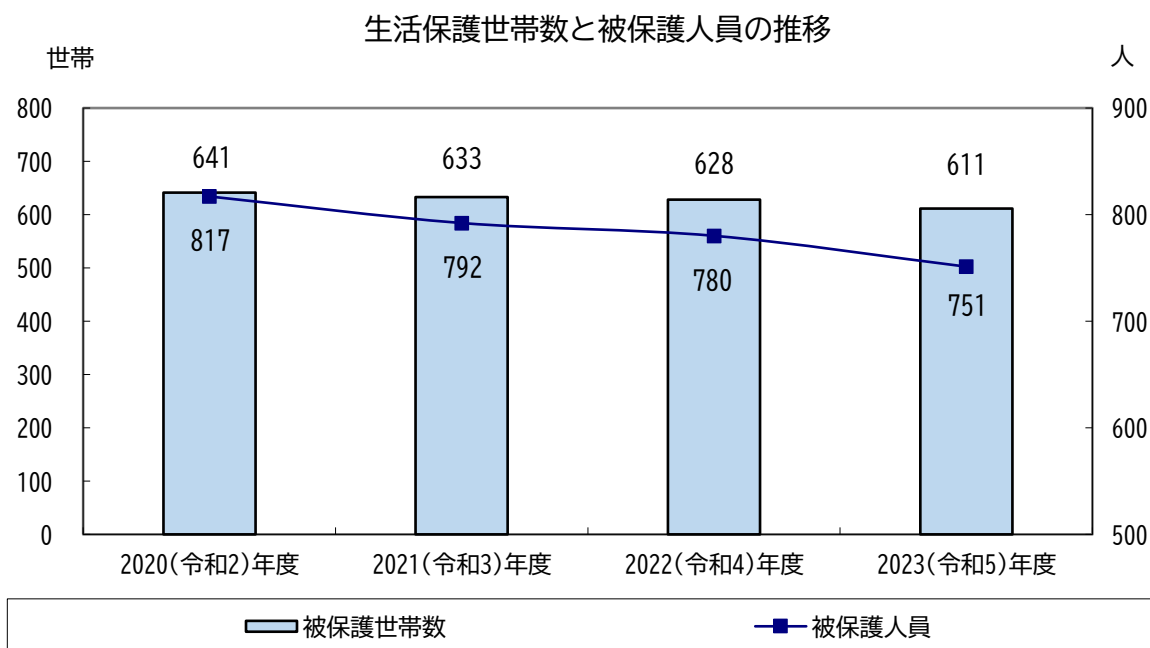
生活保護は、何らかの事情により真に生活に困窮した場合に、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図る事を目的とした制度です。

2023（令和5）年度の生活保護の状況は、被保護世帯数611世帯、被保護人員751人で、ほぼ横ばいの傾向にあります。また、人口千人当たりの被保護人員を表す保護率は、2023（令和5）年度では15.81%となっています。この保護率を同年度の岩手県、全国と比較してみると、全国の16.25%を下回りますが、岩手県の10.56%を上回り、宮古市の保護率は高い状況にあります。

[生活保護世帯数と被保護人員の推移]

(世帯・人)

区 分	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
被 保 護 世 帯 数	641	633	628	611
被 保 護 人 員	817	792	780	751



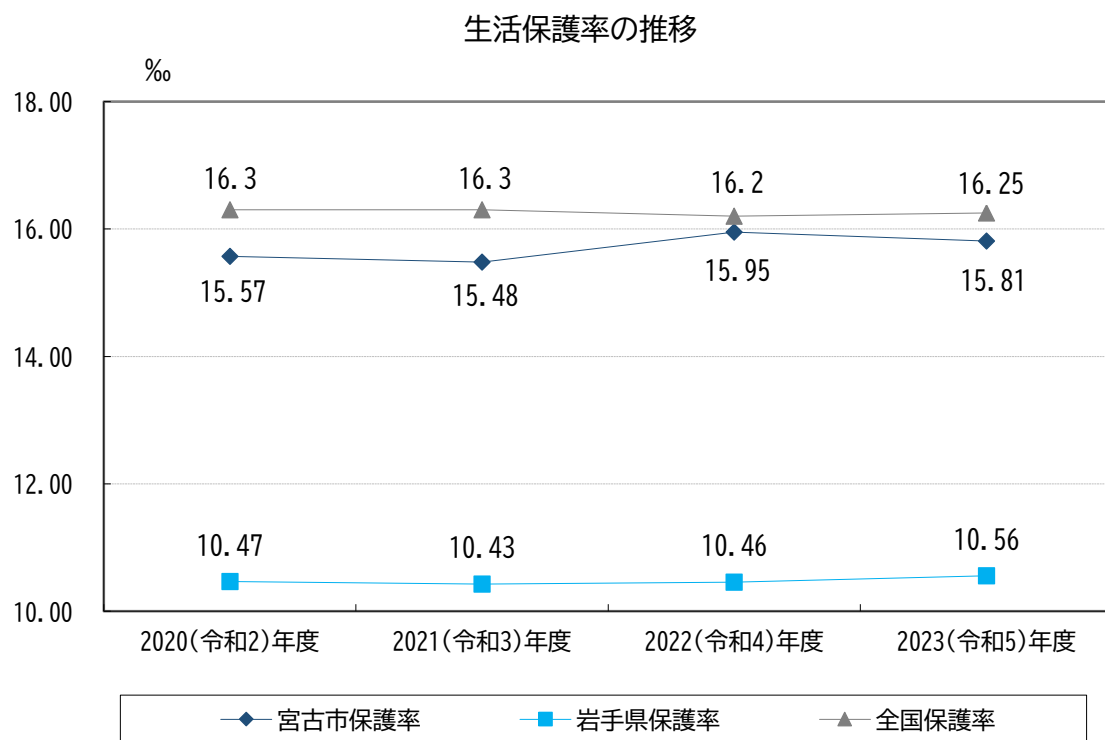
(資料：宮古市)

※ 各年度4月1日から3月31日までの集計を12月で平均した数値

【生活保護率の推移】

(‰)

区 分	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
宮 古 市	15.57	15.48	15.95	15.81
岩 手 県	10.47	10.43	10.46	10.56
全 国	16.3	16.3	16.2	16.25



(資料：宮古市)

※ 各年度4月1日から3月31日までの集計を12月で平均した数値

※ ‰ (パーミル) は、千分率で人口千人比

6. 介護保険の状況

(1) 要介護（要支援）認定者数の推移

2023（令和5）年度末現在で、介護保険の要介護（要支援）認定者数は、3,277人となっており、ほぼ横ばいの状況が続いています。

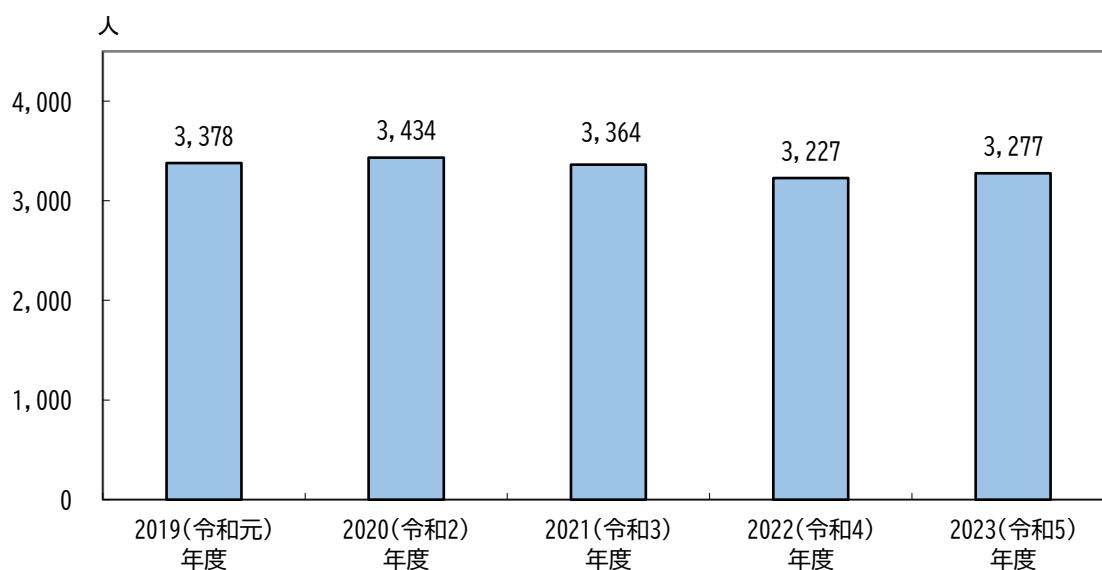
また、社会的支援が必要な状態の要支援から最重度の介護を要する要介護5までに区分される介護度別の状況では、各年度とも軽度の介護を要する要介護2、中度の介護を要する要介護3の認定者が全体の約4割以上を占める状況が続いています。

[介護保険要介護（要支援）認定者数の推移]

各年度3月31日現在（人）

区 分	2019(令和元) 年度	2020(令和2) 年度	2021(令和3) 年度	2022(令和4) 年度	2023(令和5) 年度
要支援1	144	170	180	162	163
要支援2	206	235	216	222	252
要介護1	568	544	531	527	555
要介護2	955	975	931	867	881
要介護3	583	582	585	587	595
要介護4	554	597	562	543	529
要介護5	368	331	359	319	302
合 計	3,378	3,434	3,364	3,227	3,277

介護保険要介護（要支援）認定者数の推移



(資料：宮古市)

(2) サービス受給者の推移

2023（令和5）年度の介護保険サービス受給者数の総数は、2,961人で、このうち、居宅介護（支援）サービス受給者数が1,713人、地域密着型サービス受給者が688人、施設介護サービス受給者数が560人で、居宅介護（支援）サービス受給者が全体の約6割となっています。

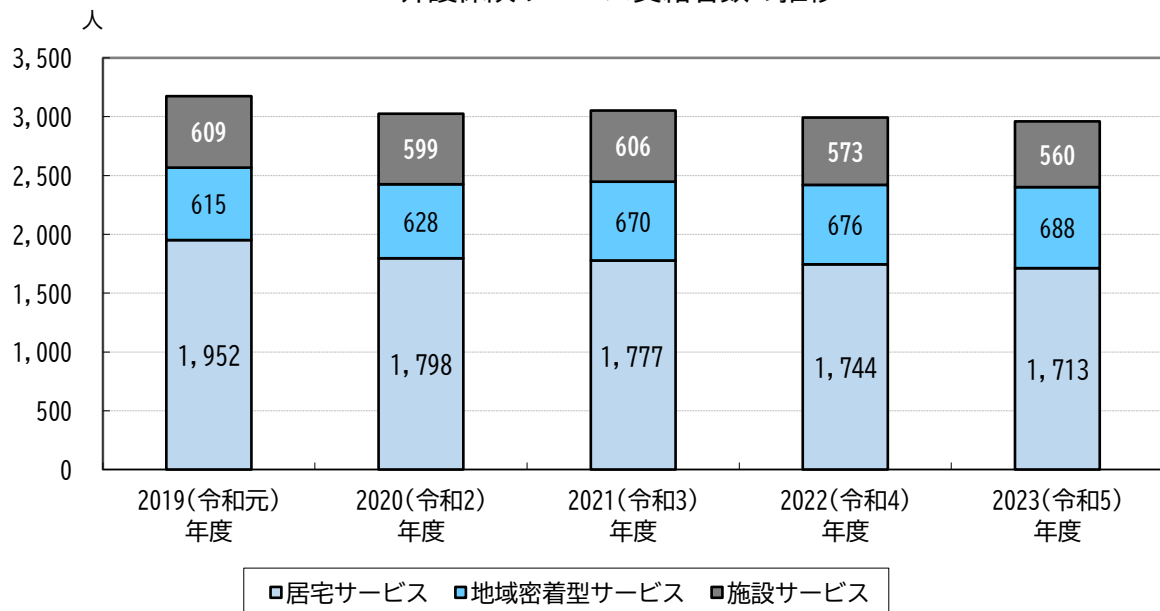
受給者数の推移を見ると、地域密着型サービスの受給者数は、増加の傾向にあり、総数と居宅介護（支援）サービス、施設介護サービスの各受給者数は、年度ごとに少しずつ減少している傾向が見られます。

[介護保険サービス受給者数の推移]

各年度3月31日現在（人）

区 分	2019(令和元) 年度	2020(令和2) 年度	2021(令和3) 年度	2022(令和4) 年度	2023(令和5) 年度
居宅介護（支援）サービス	1,952	1,798	1,777	1,744	1,713
地域密着型サービス	615	628	670	676	688
施設介護サービス	609	599	606	573	560
合 計	3,176	3,025	3,053	2,993	2,961

介護保険サービス受給者数の推移



(資料：宮古市)

7. ボランティア団体・NPOの状況

みやこボランティア連絡協議会に登録している市内のボランティア団体数とその登録者数は、2024（令和6）年度で11団体、227人となっています。団体数、登録者数共に減少傾向が見られます。

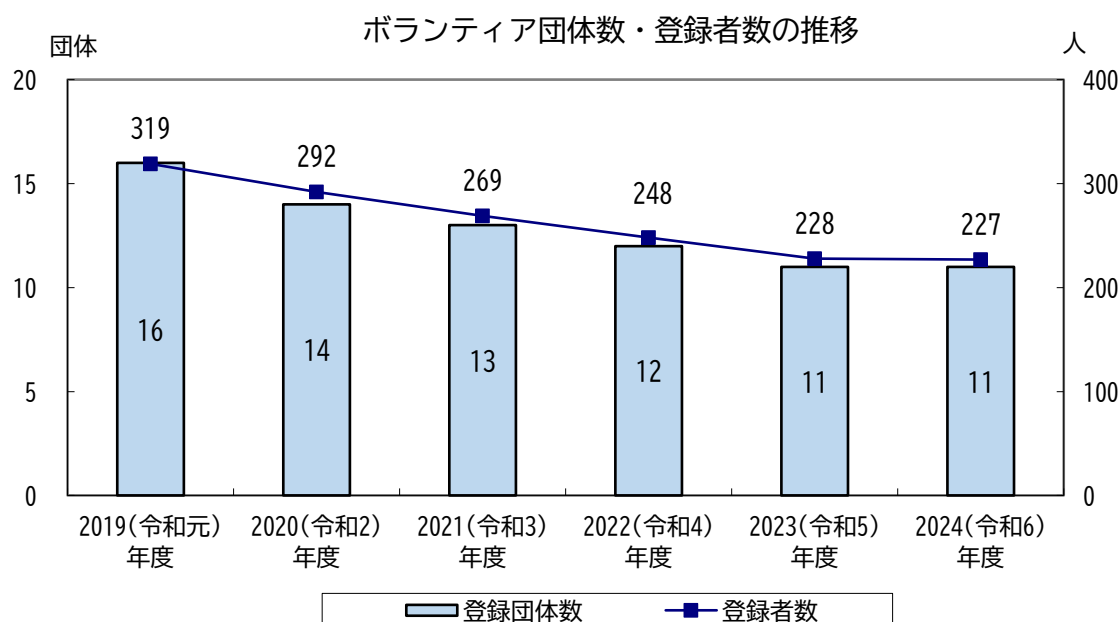
NPO（Non Profit Organization＝民間非営利組織）は、社会貢献活動を行う営利を目的としない団体で、このうち、1998（平成10）年に施行された特定非営利活動促進法により法人格を取得した団体が、特定非営利活動法人（NPO法人）です。

宮古市のNPO法人数は、2024（令和6）年度で18団体となっており、その活動は、さまざまな分野にわたっています。福祉分野においても、多様化する社会ニーズに応える重要な役割を担い、今後もその活動が大いに期待されています。

〔ボランティア団体数・登録者数の推移〕

（団体・人）

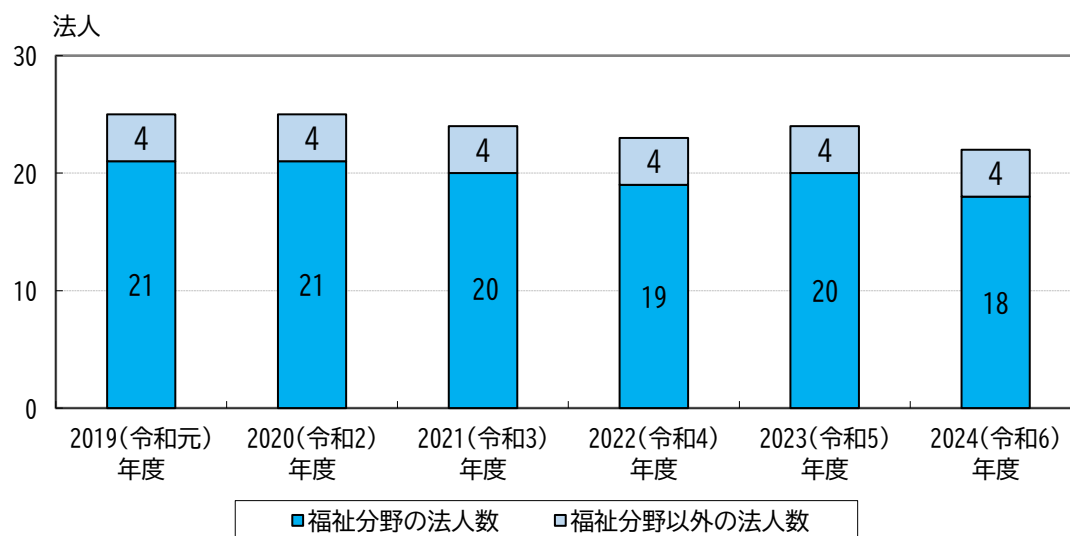
区 分	2019(令和元) 年度	2020(令和2) 年度	2021(令和3) 年度	2022(令和4) 年度	2023(令和5) 年度	2024(令和6) 年度
ボランティア 団体数	16	14	13	12	11	11
ボランティア 登録者数	319	292	269	248	228	227



（資料：宮古市社会福祉協議会）

※みやこボランティア連絡協議会登録数による。

[NPO法人数（福祉分野）の推移]



(資料：宮古市)

8. 民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣の委嘱により、地域住民のさまざまな相談に応じ、必要な助言や援助を行い、また、関係機関との連携や協力により、社会福祉の増進を図るために活動しています。民生委員は児童委員を兼ね、地域の児童福祉に関する援助、指導なども行っています。

民生委員・児童委員は、市内のすべての地区に配置されており、宮古市では235人の民生委員・児童委員が活動しています。また、市内を16地区に区分し、それぞれの地区ごとに法定の民生委員協議会が組織されており、各民生委員・児童委員は、それぞれの担当区域を含む民生委員協議会に属し、委員間の連携や、地域情報の共有、相談・支援に関する検討などを行い、福祉活動の推進に努めています。

2023（令和5）年度の相談・支援件数は、6,699件で、その内容は多岐にわたります。内容別では、日常的な支援、子どもの地域生活、子どもの教育・学校生活、家族関係の順に多い状況です。

〔民生委員・児童委員の活動状況〕

(件)

区 分	2019(令和元) 年度	2020(令和2) 年度	2021(令和3) 年度	2022(令和4) 年度	2023(令和5) 年度
高齢者に関すること	2,435	2,282	2,843	2,625	2,633
障がい者に関すること	159	147	161	124	109
子どもに関すること	1,294	1,553	1,813	1,874	1,630
その他	2,030	2,199	2,079	2,490	2,327
合 計	5,918	6,181	6,896	7,113	6,699

(資料：宮古市)

〔民生委員・児童委員一人当たりの年間平均活動状況〕

区 分	2019(令和元) 年度	2020(令和2) 年度	2021(令和3) 年度	2022(令和4) 年度	2023(令和5) 年度
相談・支援件数（件）	27	28	32	32	30
訪問回数（回）	177	122	142	138	146
活動日数（日）	139	114	120	119	127

(資料：宮古市)

9. 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する上で中核的な役割を担う、営利を目的としない民間組織で、社会福祉法に基づき設置されています。

社会福祉法人宮古市社会福祉協議会は、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる地域社会づくりの推進を使命とし、人格と個性が尊重され、誰もがその人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現、地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築、地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービスや活動の創出などを図るため、さまざまな社会福祉活動を展開しています。

主な地域福祉推進事業は、福祉教育の推進、ボランティア・市民活動団体の支援、サロン活動、配食・見守り活動、地域福祉懇談会の開催、総合相談窓口の開設、社会福祉大会の開催、各種福祉団体への助成、生活福祉資金の貸付など多岐に及び、地域福祉の重要性が高まる中で、今後、ますますその活動が期待されます。

I 宮古市地域福祉計画

参考資料

[地区別世帯数・人口]

2024(令和6)年4月1日

地区別 (民生区)	(該当地区)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	年少者 人口割合	高齢者 人口割合
宮古地区	—	14,394	28,514	9.5%	38.3%
宮古南	向町～大通～末広町～宮町～南町	1,207	2,141	—	—
宮古西	栄町～館合町～鴨崎町～和見町～ 西町～泉町～田の神～黒森町～山 口～宮園	2,810	5,282	—	—
宮古北	保久田～緑ヶ丘～五月町～小沢～ 横町～黒田町～新町～本町～沢田	900	1,609	—	—
愛宕	新川町～築地～愛宕～光岸地～中 里団地	584	1,122	—	—
鉾ヶ崎	鉾ヶ崎～日影町～熊野町～蛸の浜 町～山根町～港町～日立浜町～日 の出町～佐原	1,631	3,129	—	—
藤原	藤原～小山田	696	1,324	—	—
磯鶏	磯鶏～八木沢～高浜～金浜	2,708	5,714	—	—
千徳	長町～近内～西ヶ丘～岩船～長根 ～太田～千徳町～板屋～上鼻～根 市～花原市～長町	3,732	7,933	—	—
田代	田代全域	126	260	—	—
崎山地区	崎山～崎鉾ヶ崎	1,492	3,248	10.4%	35.3%
花輪地区	花輪～田鎖～松山～老木～根城～ 牛伏～長沢	1,349	3,047	11.1%	37.3%
津軽石地区	津軽石～赤前～白浜	1,659	3,648	8.1%	41.4%
重茂地区	重茂～音部	428	1,214	10.0%	35.7%
田老地区	田老全域	1,204	2,566	7.6%	45.2%
新里地区	新里全域	1,015	2,206	6.2%	52.9%
川井地区	川井全域	1,047	1,888	3.3%	60.3%
宮古市	全 域	22,588	46,331	9.1%	40.1%

(資料：住民基本台帳)

※ 年少者人口割合 総人口に占める15歳未満の人口の割合

※ 高齢者人口割合 総人口に占める65歳以上の人口の割合

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

互いに認め合い ともに支え合いながら 誰もが安心して暮らすことができる 地域づくり

(1) 基本理念の趣旨

誰もが住み慣れた地域でいきいきと輝き、安心して生活することができる社会の実現をめざし、市民一人ひとりが、お互いを尊重しながら共生する地域社会を創造していくという意識を持ち、ともに支え合うための少しずつの活動を重ね合うことが求められています。

お互いに声を掛けあい、交流し、ふれあうことにより、豊かな人間関係が築かれ、安全で安心できる暮らしを営むことができます。

また、お互いの差異や多様性を理解し合うことで絆を広げることができれば、誰もが地域の中で、それぞれの立場で暮らすことができます。

豊かな自然に恵まれた宮古で、培われてきた文化を尊重し、お互いの考えや立場を認め合い、自分らしくいきいきと生活し、そして皆が支え合いながら主体的に社会に関わる活動を実践する、このような地域社会の実現を目指し、

『互いに認め合い ともに支え合いながら
誰もが安心して暮らすことができる 地域づくり』

を、宮古市地域福祉計画の基本理念とします。

2. 計画の基本目標

(1) お互いを尊重し、支え合う人づくり

命の大切さや人への思いやりなど、社会の中でともに支え合って生きるという福祉の心や人権の大切さを育むため、さらには、地域の生活課題を自らの課題として主体的に捉え、支え合いを実践する気持ちを育むために、各ライフステージに応じた情報や学習機会の提供、交流機会の創出などの取り組みを推進します。

また、地域における福祉活動全体が活性化されるよう、ボランティア団体やNPO 団体、社会福祉協議会等が連携し、活動情報の発信や参加促進に向けた取り組み、ボランティアの育成などを推進します。

(2) 包括的な支援体制による地域づくり

生活圏域である各地区において、世代や分野に関わらず課題や悩みを丸ごと受け止められる場や、地域住民が交流・活動する場を創出する取り組みを推進するとともに、社会福祉協議会や関係法人・企業などが多様な視点や手法で実施するさまざまな地域活動の推進を支援し、地域内での支え合い活動の輪を一層広げます。

また、災害の発生に備え、防災士の養成や自主防災組織活動への支援のほか、避難行動要支援者名簿と個別避難計画を活用しながら地域内における避難支援者を確保し、住民相互の助け合いによる支援体制づくりをさらに推進します。

(3) 信頼される福祉サービスの仕組みづくり

複雑・複合化する生活課題に対し、ニーズの把握や情報の一元化を図りながら、当事者やその世帯の生活課題に対する総合的な支援が行われるよう、重層的支援体制整備事業を活用した効果的な相談支援体制の整備を推進します。情報の発信に当たっては、視覚や聴覚に障がいのある人など、住民の特性に応じた伝達手段の活用を促進し、必要な情報を容易に手に入れることができる体制づくりを進めます。

また、利用しやすいサービスの提供をするため、福祉ニーズの把握に努めるとともに、さまざまな世代や分野における権利擁護の確立を図り、サービスの質の向上や総合的な支援体制の整備を推進します。

(4) 暮らしやすい生活環境づくり

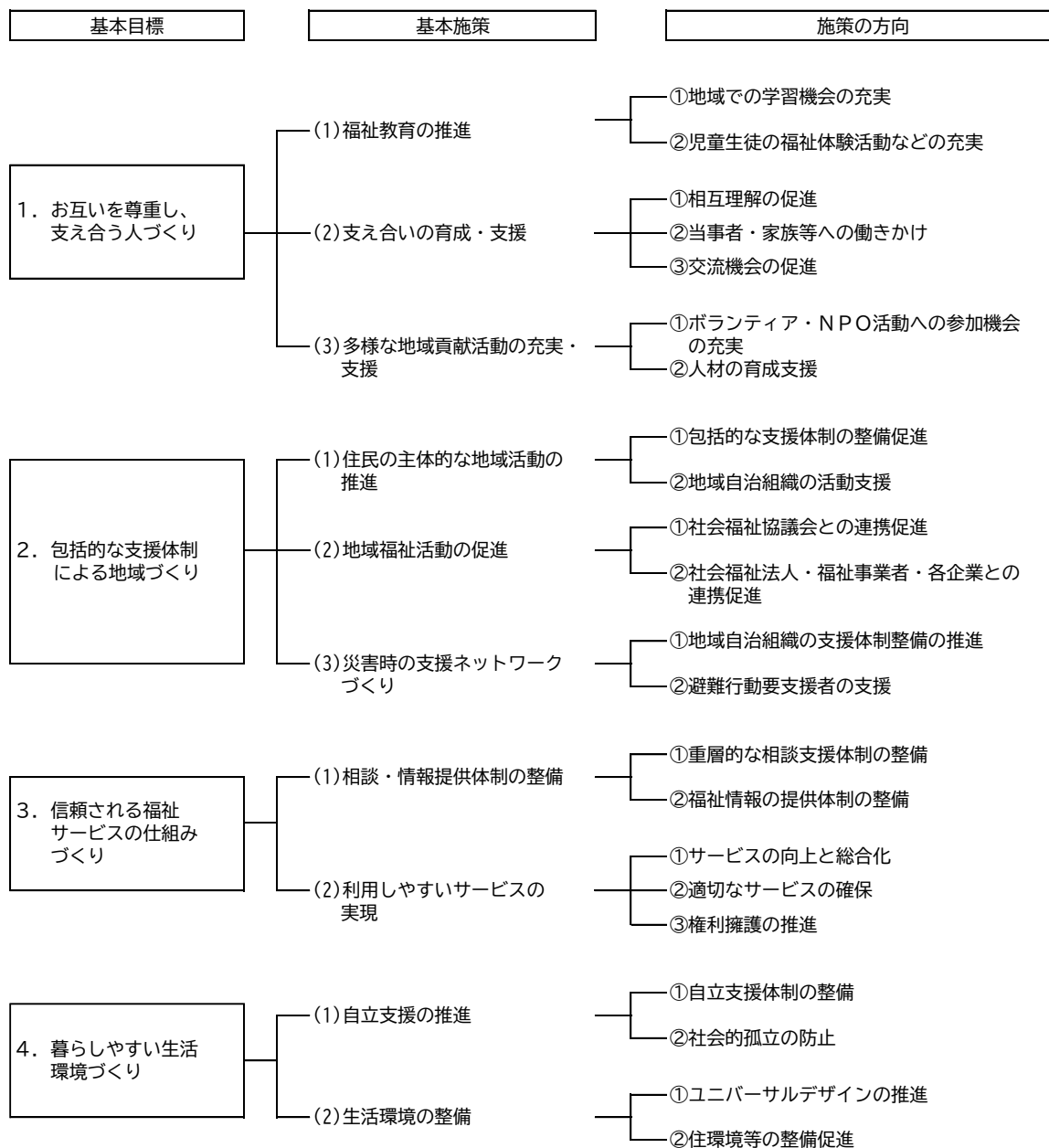
住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携し、一人ひとりの状況に応じた自立支援の体制づくりを図ります。特に、ひきこもり状態の人や生活困窮者に対する支援については、地域での見守りや声がけのほか、アウトリーチ

型の相談支援や居場所づくりなどを通じて早期把握に努め、社会的孤立の防止に取り組めます。

また、公共施設などのバリアフリー、ユニバーサルデザインのほか、住まいや交通移動手段の確保などを通じ、すべての人が安心して暮らせる生活環境づくりを推進します。

3. 計画の施策体系

【基本理念】互いに認め合い ともに支え合いながら 誰もが安心して暮らすことができる 地域づくり



第4章 施策の展開

1. お互いを尊重し、支え合う人づくり

(1) 福祉教育の推進

現状と課題

お互いを尊重し、認め合い、支え合う、福祉のまちづくりを実践していくためには、年齢や障がいの有無等に関わりなく、命の大切さや人への思いやりなど、社会の中でともに支え合って生きるという福祉の心や人権の大切さを育むことが重要です。

核家族化などに伴い、日常生活において高齢者や障がい者との関わりを持つ子どもたちが少なくなっています。

市民の意識調査では、社会福祉活動への関心度は高い割合を占めているものの、その実践については消極的な結果となっています。

福祉のまちづくりの基盤となるのは、人材の育成であり、子どもから大人まで誰もが地域社会を構成する一員として尊重され、一人ひとりが地域福祉推進の主体であることを基本として行われることが重要となります。

今後も、学校や認定こども園・幼稚園・保育所などで児童生徒の福祉の心を育む取り組みを進めるとともに、家庭や地域における多様な活動や学習機会の提供を充実させる取り組みを計画的・継続的に進めていく必要があります。

施策の方向

① 地域での学習機会の充実

地域で暮らすすべての人々に、地域の生活課題を自らの課題として主体的に捉え、支え合いを実践しようとする気持ちが育まれるよう、地域自治組織をはじめとするさまざまな団体・組織と協力しながら、保健福祉に関連する各種イベントや講習会を実施するなど、多様な福祉活動や学習機会の充実に努めます。

② 児童生徒の福祉体験活動などの充実

児童生徒の福祉の心を育むため、学校においては、授業を通じた学びのほか、キャップハンディ体験やボランティア体験、福祉施設での体験学習など、地域に根ざした福祉教育活動を継続していきます。

認定こども園・幼稚園・保育所の各教育・保育施設においても、日常の教育・保育活動や各種行事の中で、思いやりやいたわりの気持ちの醸成を図っていきます。

学校、教育・保育施設、福祉関係機関が連携を深め、乳幼児や高齢者、障がい者等の世代間、分野間交流機会の充実に継続して取り組むとともに、講師やボランティアを含む福祉教育指導者と、担い手の両者を育成するため、研修の充実を図るなど、効果的な事業を推進します。

(2) 支え合いの育成・支援

現状と課題

児童虐待や子どもの貧困、ヤングケアラーなど、子どもの安全・安心について、深刻な社会問題が全国的に後を絶ちません。

また、ひきこもりや高齢者の一人暮らしなどによる孤独・孤立、育児や介護など複数のケアを同時に担うダブルケアなど、生活上の福祉課題は多岐に及んでいます。

プライバシーの尊重や価値観の多様化に伴い、日常生活の中での近隣との人間関係が弱まってきており、地域生活において助けたり、助けられたりする相互支援のある社会の実現が重要となっています。

個人の意思を尊重しながら、近所での声かけや見守りなどにより、生活課題を共有するとともに支え合いの活動を推進する必要があります。

また、高齢や障がいに起因する福祉課題を解決していくためには、福祉課題を抱えている当事者や家族の活動を支援するとともに、多様な属性やニーズに応じたインクルーシブ（包摂的）理念に基づく、思いやりの心を育むことが大切です。

施策の方向

① 相互理解の促進

日常生活における課題について、他人の事としてではなく、「我が事」として考える気持ちを育むことが重要であることから、相互理解の促進を図ります。

また、子育てや障がい、認知症、ひきこもりのほか、虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）、ヤングケアラー、ダブルケアなど多岐に及ぶ福祉課題に対する市民の理解を深めるために、関係機関と協働しながら講習会の開催や情報の提供を進めるとともに、日常生活の中で援助や配慮を必要としている人に心を配り、手助けの輪が広がるよう、「ヘルプマーク」の普及・啓発を行うなど、インクルーシブ理念や取り組みの普及を図ります。

② 当事者・家族等への働きかけ

子育てや障がい、認知症、ひきこもりのほか、虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）、ヤングケアラー、ダブルケアなど、さまざまな福祉的課題に応じた地域での支え合いや各相談支援機関によるアウトリーチ支援はもちろんのこと、自分たちで解決のための交流会や居場所づくり活動に取り組んでいる当事者や家族等（ケアラー）、支援団体の活動状況や課題の把握に努めます。

また、支援ニーズに応じて、サービス等の情報提供を行ったり、必要な支援機関につなぐなど、支援団体と連携を図りながら、当事者・家族等への支援の取り組みを推進します。

③ 交流機会の促進

地域における日常生活の中で、地域に住むすべての人々が、世代や障がいの有無などに関わらず交流し、ふれあうことは、お互いを理解し合い、支え合う意識を育むことにつながることから、「みやこわくわく（和来輪来）まつり」をはじめとするさまざまな機会を捉え、交流や体験ができる活動の取り組みを促進します。

また、学校や教育・保育施設と高齢者福祉施設等では、児童生徒が乳幼児とふれあう場や、幼児と高齢者との交流など、世代間交流の取り組みを促進します。

(3) 多様な地域貢献活動の充実・支援

現状と課題

地域で安心して暮らすためには、専門的能力を備えた社会福祉事業者によるフォーマルな支援（法制度に基づく各種サービス）のみならず、近隣住民、ボランティア、NPOなどによるインフォーマルな支援（自発的な支え合い）が欠かせません。それぞれが役割を持ち、協働してまちづくりを進めていく必要があります。

市民意識調査によると、社会福祉活動に対する市民の関心は高い割合を占めているものの、実践までは至っていない人も多く、活動内容の紹介などにより、多数の人がボランティア活動やNPO活動に参加する契機づくりが必要となっています。

また、ボランティア団体やNPO団体、社会福祉協議会、福祉事業者、企業及び行政が連携し、現在の活動における課題を共有し、活動情報の発信を促進するとともに、相互に協働して活動の輪を広げていく必要があります。

施策の方向

① ボランティア・NPO活動への参加機会の充実

市民のボランティア活動に対する関心を深めるため、ボランティア団体やNPO団体の活動内容の紹介等に努めるとともに、社会福祉協議会のボランティアセンター機能の充実を図り、ボランティア養成講座の開催やボランティア相談・登録を推進するなど、あらゆる年代層の人がボランティア活動に参加する機会の充実に努めます。

また、地域における福祉活動全体が活性化されるよう、社会福祉法人や福祉事業者、企業が多様な視点、手法で進める地域貢献の取り組みを支援します。

② 人材の育成支援

地域活動を支える人材やリーダーを育成するため、児童生徒、学生等のボランティア活動を支援するとともに、企業等に対し、団体としての地域貢献活動への参加や、雇用している社員等のボランティア活動への参加促進の取り組みなどを支援します。

また、ボランティア人材の確保・育成と併せて、福祉サービスに従事する社会福祉事業者及び福祉行政職員については、各種研修への積極的な参加や、求職情報の提供等を通じて、質と量の確保・拡充が図られるよう努めます。

2. 包括的な支援体制による地域づくり

(1) 住民の主体的な地域活動の推進

現状と課題

近年、社会情勢の急激な変化に伴い、個々の価値観が多様化するとともに、地域での住民相互のつながりが希薄化し、住民一人ひとりや地域の抱える課題も複雑化・複合化しています。

このような状況において、地域には、生活の中で日常的に起こりうるさまざまな福祉課題があり、その課題解決のため、地域の特性に応じたコミュニティの再構築を図り、住民同士のつながりのもと、お互いに支え合うための地域活動を推進していくことが必要です。

地域でのつながりや支え合いの構築については、社会福祉法において地域福祉活動の推進を目的に設置されている社会福祉協議会が中心となり、市はもとより、地域自治組織、民生委員・児童委員、ボランティア団体などと連携して事業を展開していますが、地域住民との協働による活動の仕組みづくりが、一層重要となっています。

このことから、重層的支援体制整備事業を活用しながら、生活圏域である各地区において、世代や分野に関わらず課題や悩みを「丸ごと」受け止められる場や、地域住民が交流・活動する場を創出する取り組みが求められています。

さらに、その体制のもとで、生活圏域の地域住民と地域自治組織・団体などが連携しながら活発な地域活動を推進することで、地域内における支え合い活動の一層の推進が期待されます。

施策の方向

① 包括的な支援体制の整備促進

地域内でともに支え合うための地域活動を推進するにあたっては、住民一人ひとりが受け手であると同時に支え手でもあります。

世代や分野などに関わらず、「気軽に、いつでも、なんでも」相談や活動ができ、課題や悩みを「丸ごと」受け止められる場が必要であることから、重層的支援体制整備事業における「包括的相談支援体制」や「地域づくりに向けた支援体制」を活用しながら、社会福祉協議会やボランティア、各支援機関が連携し、地域住民と相互協力しながら地域活動を推進していく場の創出を促進します。

② 地域自治組織の活動支援

プライバシーの尊重などにより、住民同士のふれあいが薄れ、自治会機能の維持や担い手の育成が課題となっています。また、地域内での住民相互のつながりが希薄化し、個人が抱える深刻な課題や困難が周りの人に伝わらず、地域から孤立した状態となり、関係支援機関等につながらない事例が顕著に表れています。

日常生活における最も身近な生活圏域において、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組めるよう、活動を進めるうえで基盤となる地域自治組織について、地域住民の組織参加を促し、近隣で支えあう組織としての活動を支援します。

(2) 地域福祉活動の促進

現状と課題

地域福祉の推進を目的とする社会福祉協議会は、誰もが安心して暮らせるまちづくりを基本理念とし、福祉に関する総合相談窓口の設置、ふれあいいきいきサロン事業などの小地域福祉活動の展開、共同募金や歳末たすけあい運動、ボランティアや市民活動の支援、日常的に介護を必要とする障がい者や高齢者への生活支援などさまざまな地域福祉活動や福祉事業を実施しています。

この「宮古市地域福祉計画」の基本理念のもと、地域住民、民間団体、行政が協働し、それぞれの特性を活かしながら事業を推進するための行動計画として社会福祉協議会が策定する「宮古市地域福祉活動計画」に基づき、さらに地域の実情に応じた地域福祉活動を促進する必要があります。

また、地域における福祉活動全体が活性化されるよう、社会福祉法人や福祉事業者、企業が多様な視点、手法で進める社会貢献活動の推進を支援します。

施策の方向

① 社会福祉協議会との連携推進

社会福祉法で位置づけられている地域福祉の推進を目的とする社会福祉協議会と市の連携をさらに推進するとともに、協働による地域福祉活動の促進に努めます。

また、介護保険事業や障がい福祉サービス事業、県・市の委託事業などの展開について、その充実を支援します。

なお、この「宮古市地域福祉計画」と連動した計画であり、社会福祉協議会が策定を進

める「宮古市地域福祉活動計画」による事業実施について、計画的・継続的な調整を図るなど、その取り組みを支援します。

② 社会福祉法人・福祉事業者・各企業との連携推進

社会福祉法人は、社会福祉法に定める地域における公益的な取り組みとして、関係機関との連携や役割分担を図りつつ、積極的に地域へ貢献していくことが求められています。

また、福祉事業者や各企業においても、地域社会がより良い方向へ向かうことは、自社の発展にもつながることから、地域貢献活動に対する取り組みの必要性が高まりを見せています。

これらのことから、地域における福祉活動全体が活性化されるよう、社会福祉法人や福祉事業者、各企業が多様な視点、手法で進める社会貢献活動の推進を支援します。

(3) 災害時の支援ネットワークづくり

現状と課題

東日本大震災や度重なる台風災害の体験を踏まえ、自然災害への対応が重要な課題となっています。

特に、高齢者や障がい者等、いわゆる避難行動要支援者が安心して避難できる支援体制の整備は喫緊の課題です。

災害の初期段階における情報の収集及び対象者の状況にあった支援策や対応方法の確立には、日常生活における近所の支えあいや地域自治組織などの助け合いが必要であり、状況に応じた細やかな支援内容を検討するためのネットワークづくりに取り組む必要があります。

また、災害発生時に一般の避難所では生活に支障をきたす人が、必要な支援を受けながら安心して避難生活を送ることができる体制が求められます。

施策の方向

① 地域自治組織の支援体制整備の推進

お互いに声を掛け合う、お互いを見守るなど、支援につながる身近な活動を推進し、日常生活における近隣との豊かな関係を築くことにより、災害時における支援の必要度合いを互いに把握し、住民同士でできる支援内容を積み重ねることが重要です。このことから、地域防災のリーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の活動に対する支援を通じて、地

域自治組織の防災への取り組みの強化を推進します。

② 避難行動要支援者の支援

災害時の初期支援において、求められる支援に適切に応じるためには、支援を必要とする人の情報が、支援する人や関係機関に的確に提供されることが重要です。

市では、避難行動要支援者名簿と個別避難計画を作成し、事前に情報提供の同意のあった人の情報について、防災関係機関や地域自治組織等と共有しています。災害時の避難等の支援にあたっては、この名簿や計画を活用しながら避難支援者を確保し、住民相互の助け合いによる支援体制づくりをさらに推進します。

また、避難行動要支援者のうち、一般の避難所では生活に支障をきたす人を対象とした福祉避難所（福祉避難所の設置運営に関する協定に基づく施設）を確保し、災害発生時の要配慮者に対する円滑な支援体制の整備に取り組みます。

3. 信頼される福祉サービスの仕組みづくり

(1) 相談・情報提供体制の整備

現状と課題

保健福祉に関する相談については、市の担当窓口や社会福祉協議会をはじめ、分野に応じた各相談窓口で、相互に連携を図り対応していますが、相談内容が複雑化・複合化していることに伴い、単一相談機関での解決に結びつかない場合も増加しています。

また、身近な相談場所が分からないため、相談に結びつかない場合もあります。アウトリーチを含め、もっと身近に、気軽に、そして総合的に相談できる重層的な支援体制の整備が必要となっています。

多様な生活課題の相談内容を整理し、その解決への過程を確認する仕組みづくりも重要です。

保健福祉に関する情報を提供するにあたり、市では、各種パンフレット等を公共施設などに配架するとともに、広報みやこ（声の広報を含む）やホームページ、SNS などを活用しています。

情報の発信に当たっては、視覚や聴覚に障がいのある人など住民の特性に応じた伝達手段の活用を促進するとともに、利用者が希望するサービス情報を容易に入手できるような仕組みづくりが必要です。

施策の方向

① 重層的な相談支援体制の整備

民生委員・児童委員や地域自治組織などと協力し、身近な地域において、気軽に相談できる仕組みづくりを推進するとともに、社会福祉士、ケアマネジャーをはじめとする地域の人的資源を有する各福祉サービス事業者、市のケースワーカーや保健師などの連携による包括的な相談支援体制の整備に努めます。

民生委員・児童委員の活動については、宮古市民生委員児童委員協議会と連携しながら、委員の資質向上と活動の充実・強化に努めます。

また、重層的支援体制整備事業における包括的な相談支援体制や支援会議等を活用し、関係機関が連携し福祉ニーズの把握や情報の一元化を図りながら課題に対する共通認識を深め、当事者やその世帯の生活課題に対する総合的な支援が行われるよう、多機関協働による効果的な相談支援体制の整備を推進します。

② 福祉情報の提供体制の整備

市や社会福祉協議会の広報誌、ホームページ、各種パンフレット等により、保健福祉分野に関する情報を周知するとともに、福祉サービス事業者にサービス内容の情報発信を働きかけ、利用者にとって分かりやすい情報の提供となる体制の整備を推進します。

情報の発信に当たっては、視覚や聴覚に障がいのある人など、個々の特性に応じた伝達手段の活用を促進します。

また、重層的支援体制整備事業の体系の下で、関係機関と連携しながら地域住民の要望を把握するとともに福祉制度やサービス内容の情報の共有化に努め、近隣における住民同士の情報交換の促進を図ります。

(2) 利用しやすいサービスの実現

現状と課題

現在の福祉制度は、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者等の領域別の法制度区分により整備が進められ、サービスが提供されてきましたが、支援を要する個人への対応だけでなく、世帯全体への支援、一人で複数の課題を抱えるなど、複雑化・複合化した支援ニーズへの対応が課題となっています。

これまでの領域別の支援を基本としながら、既存の制度の狭間のニーズに対する支援や地域での支え合いに加え、支援を必要とする人が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、生活環境や心身の状況に応じた総合的なケアマネジメント機能をさらに充実させる必要があります。

また、多様化する福祉ニーズを的確に把握し、サービスの質を高めるとともに、分野や世代に捉われないサービスの開拓や充実を図るなど、利用者がサービスを選択できる環境を整えることも重要です。

さらに、福祉サービスを必要とする人の中には、判断能力の低下などによりサービスの選択ができない人がおり、このような人を支援するための日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用の促進を図ることに加え、さまざまな世代や分野における権利の擁護と適切な行使を通じた、誰もが参画できる地域づくりが求められています。

施策の方向

① サービスの向上と総合化

高齢者、障がい者、児童といった対象者、あるいは事象ごとの制度により行われている各種福祉サービスの提供については、一人ひとりの生活課題の緩和や解決に結びつくサー

ビスの選択ができ、その上、より身近なところで享受できるなど、内容の充実と利便性の向上に努めます。

また、支援を必要とする人が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、重層的支援体制整備事業の多機関連携等による生活環境や心身の状態に応じた総合的なケアマネジメント機能の充実・強化の仕組みづくりを促進します。

各種福祉サービスの質の向上を図るには、従事する人材の育成が不可欠です。福祉サービス従事者の実践的知識・技術の習得やスキルアップのための研修機会の創出等、サービスの質の向上につながる取り組みを推進します。

② 適切なサービスの確保

高齢者・障がい者・児童などへの虐待、DV、生活困窮、自殺、ひきこもりなど、複雑化・複合化する福祉ニーズに対しては、既存の制度では行き届かないところを補足する形で、社会福祉協議会、民間事業者等により柔軟かつ幅広いサービスの提供が進められていることから、これらの支え合いに加え、新たなサービスの開拓や拡充を支援するなど、適切なサービスの確保を図ります。

さらに、重層的支援体制整備事業を活用した、分野や世代に捉われない共生型・多機能型のサービス提供に向けた取り組みを推進します。

高齢者施設や各種グループホーム、未就学児の教育・保育施設など民間事業者による事業展開が見込まれるサービス提供に関しては、利用実態の把握などにより、利用者の適切な選択機会の確保と良質なサービスの確保に努めます。

また、サービス利用者の評価など多様な評価システムの構築に取り組むとともに、事業者が実施するサービス内容など事業者情報の収集と提供に努めます。

③ 権利擁護の推進

サービスの多くが選択・契約制に移行するなかで、そのサービスを安心して利用できるよう、情報の提供や仕組みの周知を図り、利用の促進に努めます。

子どもの権利、障がい者への合理的配慮、虐待の防止、差別の解消等、さまざまな世代や分野における権利の擁護と適切な行使について支援することで、誰もが参画できる地域づくりを推進します。

日常生活に不安がある人、判断能力の低下などが認められる障がい者や高齢者が地域において安心して生活できるよう、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業のほか、成年後見制度の一層の利用促進を図りながら権利擁護の取り組みを推進します。

また、サービスに対する利用者の要望、苦情相談に対応するため、窓口を設置するとともにサービス関係事業者などと連絡調整を図り、適切に対応するための体制整備に取り組めます。

4. 暮らしやすい生活環境づくり

(1) 自立支援の推進

現状と課題

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、高齢者、障がい者等それぞれの領域において適切な支援を受けながら、一人ひとりの状況に応じた自立の力を育むことが重要です。

その中でも近年、ひきこもり状態にある人や生活困窮者の増加が課題となっています。このような状況にある人々の中には、自らは積極的には社会や地域との関わりを持たず、結果的に地域や関係機関から把握されずに、社会的に孤立していくケースもあることから、地域での見守りや声がけのほか、理解促進の啓発や相談窓口の周知を強化し、早期発見につなげるとともに、関係機関が連携し、当事者個々のニーズに応じて自立を支援していく体制が求められています。

施策の方向

① 自立支援体制の整備

高齢者の支援については、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、地域包括支援センターを中心に、医療、介護、予防、住まい及び日常生活の支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、地域において、受け手・支え手の両面で社会活動に参加できる場を増やすなど、効果的な介護予防の取り組みを促進します。

障がい者の支援については、市と基幹相談支援センターをはじめとする関係機関の相談窓口が協力しながら、専門的な知識を有する職員を配置し多様な相談ニーズに応じるとともに、障がい特性に応じた就労支援や多様な就業機会の確保などを通じて、地域で自立した生活を送ることができるよう支援します。

生活困窮者に対する支援については、自立相談支援、就労支援、就労準備支援、家計改善支援の各事業の一体的実施を促進するほか、各相談支援機関・団体及び事業所等と連携し、自立支援体制の構築を図ります。

また、罪を犯した人などの社会復帰支援については、新たに、宮古市再犯防止推進計画を策定し、犯罪や非行のない安全・安心で暮らしやすい生活環境を形成するとともに、再犯を防止し、地域とのつながりの中で自立した生活を送ることができるよう取り組みを推進します。

② 社会的孤立の防止

民生委員・児童委員や近隣住民の方々による日常的な見守りはもとより、各相談支援機関によるアウトリーチ型の相談支援や居場所づくりなどを通じて、生活困難を抱える要援護者の早期把握に努め、社会的孤立の防止に取り組みます。

ひきこもり状態にある人の支援については、その家族や関係者はもちろん、医療・保健・福祉・就労などの各関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた自立のための支援体制の整備に努めるとともに、対象者の高齢化やひきこもり期間の長期化を防ぎ、早期に支援につながるよう、ひきこもりに対する理解促進のための啓発活動や相談窓口の周知の強化に努めます。

また、こころの健康づくりを促進し、ゲートキーパーの養成やこころの健康に関する研修会、各種相談事業、健康教室の開催などを通じて、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ち、社会的に孤立することなく生活できるよう支援します。

(2) 生活環境の整備

現状と課題

子どもから高齢者まですべての市民が住みなれた地域で安心して暮らし、それぞれの特性を生かしながら、地域活動や趣味、学習活動、スポーツ・レクリエーション活動などさまざまな活動に参加できるよう、公共施設等さまざまな社会基盤の不便解消のほか、住まいや交通移動手段の確保などを通じ、安全性と利便性が整った生活環境づくりを進めていく必要があります。

当市では、バリアフリーに配慮した社会基盤の整備を推進していますが、今後も継続して、物理的な障壁を取り除くことに加え、制度的、社会的、そして心理的な障壁を取り除くことに努めるとともに、すべての人が快適に利用しやすい環境を整える「ユニバーサルデザイン」の考え方をまちづくりの視点として進めることが大切です。

施策の方向

① ユニバーサルデザインの推進

高齢者や障がい者、小さな子どもがいる人にとって利用しやすい公共施設や空間などの整備は、安全で安心な福祉のまちづくりを進めるうえで、欠かせない課題です。

多くの市民が利用する公共的な施設について、市民、民間事業者等の理解と協力を得な

がら、県が制定した「ひとにやさしいまちづくり条例」や「ひとにやさしいまちづくり推進指針」などを参考とした、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。

また、高齢者や障がい者はもとより、すべての人が必要な情報を入手できる環境の整備に配慮するとともに、日常生活や日常の活動で使用する用品・用具等の利便性の向上などに対する配慮に努めます。

② 住環境等の整備促進

地域での生活を継続するためには、生活の拠点となる「住まい」の確保が重要となります。

困窮者等の住まいの確保については、生活困窮者自立支援制度に基づく住居確保給付金事業を通じて一定期間家賃相当額を支援するほか、公営住宅の活用などを通じて、住まいの確保と安定に努めます。

要介護者や障がい者などが居宅において安心・安全に生活できるよう、住宅・住環境のバリアフリー化を図るうえで必要な住宅改修に対する助成を推進します。

また、公共交通機関の利用困難な地域において、移動に制限がある高齢者等については、地域バスやデマンド型交通のほか、地域住民の参画による地域共助型交通（自家用有償旅客運送）など、地域の状況に合わせた交通手段の確保に努めます。

第5章 計画の推進

1. 多様な主体に期待される役割

誰もが住み慣れた地域でいきいきと輝き、安心して生活することができる社会を実現するため、そこに住む人々はもとより、ボランティア、福祉事業者、社会福祉協議会、行政など多様な主体が参画し、それぞれの役割を担いながら地域福祉の推進について協働で取り組んでいくことが求められています。

(1) 市民の役割

市民は、福祉サービスの受け手としてだけでなく、地域福祉の担い手でもあることについて、理解を深めるとともに、自発的にできる地域福祉を考えていくことが求められています。

自分自身や家族のことはもとより、地域における福祉課題を「我が事」として捉え、自治会・町内会の地域活動やボランティア活動など「住民主体の地域づくり」に積極的に参画することが求められています。

町内会・自治会等は、住民同士が互いに支え合う最も身近な地域組織として、地域の実情を把握し、住民同士の交流をはじめ、見守りや防犯・防災、衛生環境の整備など様々な地域活動に取り組むことが期待されます。

また、民生委員・児童委員は、地域の身近な相談窓口として、それぞれの担当地区において、住民の生活状態の把握、要支援者に対する見守りや声がけ、福祉制度の情報提供や関係機関へのつなぎ役としての貴重な役割を担っています。

(2) 事業者の役割

福祉サービスの提供を事業とする法人・団体等は、市民の多様なニーズに的確に応えることが求められています。地域での生活を支援するサービスの展開、利用者の立場に立ったサービスの質の確保や権利擁護、適切な情報提供や公開など、関係機関や他の事業者との連携による総合的なサービス提供の取り組みが期待されています。

特にも、社会福祉法人は、社会福祉法に規定される公益的な取り組みとして、関係機関との連携や役割分担を図りつつ、積極的に地域へ貢献していく役割を担っています。

また、福祉分野に関わらず、各企業等においても、雇用の場の提供やワークライフバランスへの配慮、社会貢献の取り組みなど、企業の社会的責任や福祉的な視点から、地域福祉活動への積極的な参画が期待されています。

(3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的とする団体として社会福祉法に明確に位置付けられており、地域福祉を推進するさまざまな団体や機関などの参加、協力のもとに組織された社会福祉法人です。

誰もが安心して暮らせるまちづくりを基本理念とし、福祉に関する総合相談窓口の設置、ふれあいいきいきサロン事業などの小地域福祉活動の展開、共同募金や歳末たすけあい運動、ボランティアや市民活動の支援、日常的に介護を必要とする障がい者や高齢者への生活支援など、さまざまな地域福祉活動や福祉事業を実施しています。

地域福祉活動への住民参画のための援助をはじめ、各種社会福祉事業の企画・実施・調整など、住民に密着した地域福祉の牽引役として、本計画を推進するうえで、それぞれの分野において大きな役割を担っています。

(4) 市の役割

市は、地域の福祉ニーズの把握に努め、公的サービスの一層の充実を図るとともに、市民や事業者を含む社会福祉関係者に対し適切な情報提供を行い、さまざまな地域福祉活動に対する参画意識の醸成に努めます。

また、本計画の基本理念に則して策定される市の保健福祉分野に関する各個別実施計画及び社会福祉協議会の地域福祉活動計画に掲げる施策について、市民、事業者、社会福祉協議会と協働し、総合的に推進します。

2. 計画の推進・評価

地域福祉の推進にあたっては、総合的な視点に立った推進施策の事業化を図ることはもとより、社会環境の変化や制度改正などに対応した柔軟な見直しが必要であり、福祉サービスの提供者、利用者との連携が重要です。

このことから、計画の評価については、宮古市市民意識調査による地域福祉に関する満足度（「生活上の課題を相談できる機会や場所」、「必要なときに手助けをしてもらえる環境」、「住民同士のつながりが広がる機会や場所」など）を指標の一つとするほか、保健福祉分野の領域別に策定する個別実施計画における指標や各協議会・審議会等における協議や審議を通じ、福祉ニーズの把握や、より効果的な支援体制のあり方について検討し、地域福祉のさらなる充実につなげます。